

私学九条の会・東京 ニュース No. 51

2020.11.25

私学九条の会・東京
連絡先 千代田区二番町 12-1
全国教育文化会館 5階
東京私教連気付
☎ 03-3230-4091

第46回憲法学習会 講師 水島朝穂さん 憲法とは何かを改めて考える —「コロナ危機」の時代—

10月27日(火)全国教育文化会館7階会議室で、第46回憲法学習会が開かれ、早稲田大学法学大学院教授の水島朝穂さんに、『憲法とは何かを改めて考える—「コロナ危機」の時代—』と題して講演していただきました。三密を避けて間隔を取って座った37人の参加者は、水島さんの熱のこもった講演に心を引きつけられました。

＜政治家に求められる誠実さ＞

今日の講演のタイトルを見ていただければ、「いま改めて」がポイントです。皆さんの頭の中に、一人一人に「改めて」が生まれたら講演は成功です。

2016年のアメリカ大統領選挙のときのトランプ陣営のキャップ(「メイク・アメリカ・グレート・アゲイン」と2020年の「キープ・アメリカ・グレート」というキャップがここにあります。人々の対立を煽るトランプの物言いと口調は巧みです。人々の間には貧富、性、人種、民族などの違いがあり、そこに生じる様々なねたみ、そねみ、やっかみ、ひがみをうまく使い選挙戦を闘うのです。11月3日は文化の日、日本国憲法公布74年ですが、今年は日本国民にとっても、トランプがこのまま4年やるのか、それとも、多国間主義に戻すというオバマ政権の副大統領バイデンになるのかが決まる日です。今、政治について「贅沢は敵」です。多少薄汚くても、少なくとも嘘をつかず、誠実、イデオロギー的に問題があってもまじめに議論し、相手の言うことを聞く人、当たり前のことですが、これがいま、私たちにとって、政治家の最低条件です。

特に日本では人の言うことを聞かない総理が

続いた。先日の菅義偉首相の所信表明演説は、新聞の見出しにもできない内容のないものでした。菅首相はいずれボロを出し、史上最短の総理大臣として、短命で崩壊する可能性があります。＜コロナ、そして日本学術会議の問題＞

コロナとは何か。コロナは感染症であり、感染を防止するために集会の自由を、そして財産権や営業の自由を制限することに合理性があります。財産権を制限する場合、憲法29条2項は公共の福祉による制限を予定していますし、3項で、制限したときは補償をすると定めています。営業の自由は憲法22条で保障されますが、公共の福祉による制限が認められている。でも、補



償という言葉が入ることに、財務省は断固反対した。そこで「持続化給付金」などという、一回性のものにしたわけです。憲法に基づいてコロナに向き合うためには、国会で議論して緊急の法律をつくり、明確な根拠をもった補償が必要だったのです。

これから演題の「憲法とは何かを改めて考える」に入ります。7年8ヶ月、国の政治をめっちゃにした側用人菅さんは、安倍からの離脱を狙っています。警備公安警察のトップを務めた連中が官邸を乗っ取り、杉田さんが内閣人事局局長になっています。そして、日本学術会議が推薦した6名が任命拒否された。立命館の松宮孝明さんが任命拒否されたと声を挙げ、事件になりました。東大の加藤陽子さんは東京新聞で、任命拒否された経緯を語っています。1995年の科学技術基本法が25年ぶりに科学技術イノベーション基本法と改正され、人文社会科学も入ることになり、「変な奴」をあらかじめ除いておくことが必要になった。今回の任命拒否は、人文社会科学も政府が統制するためです。

< 権力を縛る憲法と安倍政権 >

権力者が改憲に執着するのは憲法が邪魔だからです。憲法99条「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」とあり、憲法は国家権力担当者が守るものとなっています。国民には憲法尊重擁護義務が課せられていません。何故か。権力は暴走し、国民の自由を侵害する恐れがあるからです。36条には、「公務員による拷問及び残酷な刑罰は、絶対に



これを禁ずる」と国家権力を縛り、さらに34条では「何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があればその理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない」と不当逮捕を許しません。「直ちに」という言葉が一つの条文で3箇所も出てくる。それだけ警察・検察への厳しい眼差しがあります。戦前の特高警察を復活させないということです。憲法に使われる言葉は、精選されています。だから9条2項「陸海軍その他の戦力は、これを保持しない」ということは、自衛隊は違憲だということです。1954年、法制官僚の見事な屁理屈として「自衛のための最小限度の実力」は合憲という自衛力合憲論が出されました。安倍さんは、ここから「集団的自衛権行使は違憲」という60年続いた政府解釈をぶっ飛ばしてしまった。

コロナ禍で、今までに前例のない自由の制限に直面しており、だからこそ国家権力は前例のない透明性が求められます。ドイツでは、ウイルスに対して秘密はいらないと、すべての科学的根拠、数値を明らかにした。日本は、情報隠し、争点ぼかし、論点ずらし、友達重視、異論つぶしの五つの統治手法を駆使する安倍政権が、徹底的に情報を隠し、秘密、嘘、データー改ざんを、コロナについても続けた。アベノマスクの出所さえ明らかにしない。

コロナ禍のもとで権利の制限をする場合、憲法25条2項「国は、…公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」とある以上、「公衆衛生上の緊急事態」として、コロナ禍における感染防止の施策をとる際、国民の権利自由を法律の根拠に基づき制限することができます。

一般に憲法は国家権力担当者に守らせるものです。憲法に基づく国のあり方を立憲主義といいます。その柱は人権の保障と権力の分立です。人権の保障の核心は、国家からの自由にあります。みんなで仲良く、いじめないという一般人の間の関係は、人権の問題ではない。また、

権力分立は、皆さんが学校で習った三権分立は水平型の権力分立で、もう一つ、中央政府と都道府県・市町村という垂直型の権力分立もあります。日本の場合、立法権のところでは民主的二院制(参議院も選挙で選ぶ)をとっているため、一党独裁にならない制度設計になっていました。しかし、2013年7月の参議院選挙の際、「ねじれ解消」というフェイクによって、自民党が参議院で圧勝して「ねじれ解消」が達成された結果、安倍一強という不正常的な状態が始まりました。「ねじれ」は立憲主義にとってノーマルな状態といえます。

トランプ政権、安倍そして菅政権、ハンガリー、ポーランド、ロシア、トルコ、ベラルーシなど権威主義的政権に特徴的なのは、その一強政治をつくるために、憲法を改正し、直接民主制を巧みに使い、メディアと裁判所に介入して沈黙させます。民主主義は最も単純化して言うと多数決主義です。それに対して、立憲主義は民主的多数派であっても少数の信教の自由を侵してはならないという、いわば少数決主義と言えます。日本は立憲民主制で、この両方の絶妙なバランスで日本国憲法は出来ているのです。

< 9条加憲は憲法の改ざん >

今、橋下徹流の国民主権を理由にした似非民主主義論が闊歩しています。安倍政権と菅政権の改憲論は、「96条先行改憲」から解釈改憲(集団的自衛権行使合憲)を経て、安倍流「9条加憲」論にまできました。しかしこれは自民党内では不評なので、菅さんは「9条加憲」を押し通す気がないかもしれません。

「9条加憲」は憲法改正ではなく、「憲法改ざん」です。安倍・菅政権は「モリ、カケ、やま、アサ、サクラ、クロケン、アンリ、コロナ、ゴート……」に見られるように、誰が付度したか、誰が言ったかわからないように、全体で付度する構造的付度と権力の私物化・腐朽性が特徴です。敵基地攻撃能力の保持が急浮上していますが、敵基地攻撃能力は、憲法を変えずに行う究極の解釈改憲です。違憲の戦力だが、もはや国会で追及されないところまできました。

今日は、ここに、1935年の「憲法学説に関する件」という文部省の秘密資料を持って来ました。日本中の憲法学者が、美濃部達吉の「天皇機関説」を授業でやっているかどうか、教科書に引用されていないか、学生の講義ノートまで調べ、最終的に19名に絞り込み圧力を加えた。全国の大学で一斉に誰も知らない中で、憲法学者が筆を折り、教科書を絶版にし、授業で一切触れなくなった。大学が「終わった」瞬間です。翌々年には、日中全面戦争がはじまります。権力者に邪魔な存在を排除した。今それが起きています。学術会議問題の背後にはこれがあります。科学技術イノベーションの名のもと、国際競争力をつけるため、国家が学問に介入し、彼らに役立つ授業、研究しかやらせない。科学研究費もすぐに成果が出るものにしか出さない。反対する者は、全部排除するのです。

< 「護憲」とは何か >

立憲主義の危機に対して、「大異を捨てて大同につく」ことが重要です。誠実に話を聞き、ものごとを説明する、民主主義のメンタリティーを持った人と手を結び、壊れてしまった立憲主義と民主主義を回復することが必要です。安倍・菅政権は、情報隠し、争点ぼかし、論点ずらし、友達重視、異論つぶし、そして前提くずしです。人々が語る前提を崩したのです。相撲でいえば土俵です。憲法改正論に「対案」はいらない。「護憲的改憲論」「改憲論的護憲論」「立憲的改憲論憲論」は、どれも対案を出すという点で同じです。憲法は前提、土俵です。一番大事なのは、「改憲理由が不十分なら憲法は変えない」ということだけです。あえてこれを「護憲」というなら、これが「護憲」です。憲法改正だけは議論の仕方が違うということ、子どもたちに伝えてほしいのです。(まとめ：吉田 守)

感想

(一部省略)

■(正則・男性)水島先生が学習会終盤で論じられていた「憲法は議論の土台であり、土台を崩すような前政権・現政権の政治手法に対して

対案は必要ない」という主張はとても納得させられました。同時に、前現政権の政治手法は、モリカケで始まったことではなく、2013年の96条改憲論から始まっていたと感じました。国民が憲法を改正しやすくするなど安倍前首相は主張していましたが、その「国民」は改憲派、いや「壊憲派」の「友だち」を指していました。自分と仲間のために憲法を破壊する姿勢・手法は、この時から始まっていたと思います。

■(正則・男性) 頭のさびが取れた思いがしたのは大きく二つ、①護憲VS壊憲という前提がそもそも無いということ、この設定そのものがもう組み込まれてしまっているということ、②立憲主義と民主主義の関係、対立、緊張関係というお話。まだまだ未消化でしたので、まずは水島先生のHP、そして著作を読んで学んでみたいと思いました。

併せて…現在の学校現場での憲法教育がどうなっているのか…(私の時代では“暗記”に終始していたわけで)本質をどう学ばせているのか、とても気になりました。今日の話と余りに教育現場は乖離していないかと…。そういう民度しかない中で権力者の横暴が放置されているのだなど。

■(正則・男性)最後の改憲に関する力強い言葉に感銘を受けました。自分自身の柱として持ち、世の中を視るための指標にしていきたい思います。

■(外部参加・女性)「直言」毎週楽しみです。1人暮らしで仕事をやめ、人と話さない日があります。そういう時「直言」は、私の軸(考える時)になります。

水島先生のお話は毎回新鮮です。「直言」を読んでるからこそ、新鮮だと感じます。先生が若い人(学生)を教育されていることこそ、私の励みです。

■(正則・男性)全国私教連の青年部での活動をしていたり、各地で年契約の若手が増えている現状に危機感を覚えています。じつくりと教育について、世の中について考える機会や時間が奪われる。学校の不条理を訴えるとクビを切られる可能性があることで、声を上げずに人が入れ替わっていく…。今回の学術会議の話での「声を上げていくことはやっぱり大事なんだ」という先生の言葉に励まされる思いでした。

水島先生のブログ「直言」は、ネット「水島直言」で検索するとアクセスできます。

菅政権成立に合わせた文面の「新署名」を集めよう

昨年から取り組んできた「改憲発議に反対する緊急署名」が、菅政権誕生に合わせた文面に修正されました。これから集める場合は新署名をお使い下さい。1枚見本をお送りしますので、必要に応じ複製してお使い下さい。請求いただければ必要数をお送りします。提出は「私学九条の会・東京」または東京私教連へお願いします。

今年度(2020年1月以降)に賛同金を寄せられた方々(10月末現在・敬称略)

宮下幸雄・奥住テイ子・内藤利治・倉本 守・大崎好子・作本幸秋・古宿敦子・沖村民雄・両角憲二
長島剛一・土井美砂子・秋山陽太郎・石垣淳一・丸山慶喜・福岡公俊・鈴木陽子・浦野孝弘
伊豆明夫・野口信治・坂井英希・吉田 守・伊藤幸世・佐々木美鈴・梶原清子・榎本咲子・高橋正美
宮良 泰・鴨志田勇・三上玲子・岩井志ず子・飯田和代・寺島やえ・市川幸子 ありがとうございます

この会は、皆さんから寄せられた賛同金で運営されています。

年一回の賛同金(1口1,000円)の納入に、ご協力をお願いいたします。

郵便振替口座：00120-9-372388 加入者名：私学九条の会・東京